

令和2年11月4日改訂

令和3年11月9日改訂

令和4年11月30日改訂

一般社団法人全国農協観光協会

農泊 体験交流企画 新型コロナウイルス等 感染予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、農泊地域における本会の体験交流事業の参加者・関係者の皆様ならびに弊社職員の感染拡大を防止し、健康を守るため、基本的事項を整理したものです。

作成にあたっては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」および日本旅行業協会（JATA）・全国旅行業協会（ANTA）の「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考にしています。

本ガイドラインの内容については、「感染拡大防止と健康を守る」という目的が、過度な負荷なく有効に実践されることを最優先に、できる限り端的な表記に努めました。また、感染症の動向や対処方針の改定等を踏まえ適宜必要な見直しを行います。

<本会（添乗員）の対応>

- ・発熱や咳等の症状のある添乗員は従事させません。
- ・申込時等に参加者の連絡先を把握します。また、必要に応じて保健所等の公的機関へ情報が提供され得ることを予めご理解ください。
- ・適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を行います。マスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「マスクの着用について」参照。
- ・参加者には、集合時に非接触体温計で検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合には、ご参加を見合わせるようご案内させていただきます。（※検温等により、有症状を理由に参加できなかった際は、参加費の払い戻し等に応じます。）
- ・宿泊時には、お客様の夜の検温を行います。
- ・飛沫感染対策として、マスク着用と効果的な換気が確保される場合、大声なしの場面では対人距離を人と人が触れ合わない距離まで緩和します。
- ・手洗い・うがい・アルコール消毒などの衛生管理を徹底します。
- ・配布物や回収物がある際には、回数を減らす等の接触感染に配慮するように努めます。
- ・機械換気による常時換気または、窓開け換気（可能な範囲で2方向）等の効果的な換気を行います。
- ・マスクを持参していない参加者には、配付もしくは販売し、マスク着用が必要な場面では参加者全員がマスクを着用するようご案内させていただきます。但し、病気や障がいがある等、マスク着用が困難な方は、対応を配慮させていただきますので、予め申し出ていただきますようお願いいたします。
- ・大声や長時間の会話を控えます。

<お客様にお願いすること>

○全体

- ・企画中はお客様自身での体調管理をお願いします。
- ・適度で適切な手洗い・うがい・アルコール等の手指消毒の徹底をお願いします。
- ・使用済みのマスクは、ご自宅までお持ち帰り頂くようお願いいたします。（係員が注意をさせていただきます場合があります。その際は、係員の指示に従ってください。）

・適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を行ってください。マスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「マスクの着用について」参照。

※屋外では原則、マスク着用は不要。但し、人との距離（目安2m）が保てず会話をする際を除きます。

※屋内ではマスク着用。但し、人との距離（目安2m）が保てて、会話をしない際を除きます。

（バス車内はマスク着用でお願いしております。）

- ・添乗員が控えるようお願いした場所での飲食は、ご協力願います。
- ・飛沫感染対策として、マスク着用と効果的な換気の確保の状況下で大声なしの場面では、対人距離を人と人が触れ合わない距離まで緩和します。
- ・大声を出すような行為は控えていただきます。
- ・発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、ご参加を辞退いただくことをご理解ください。

○集合時

・集合時に、非接触型検温器で、お客様全員の体調確認をさせていただきます。また、質問等により、発熱以外の体調について確認させていただきます。

確認させて頂く質問例：体調（発熱・味覚・咳）、コロナ接触有無等。

○飲食時

- ・取り皿や盃の使い回しは、控えていただきます。
- ・食事の際もマスクは、飲食の直前までは外さないよう、ご協力ください。
- ・お食事の際のマスク未着用時には、会話を控えてください。
- ・お食事の際の過度な飲酒は自粛願います。

○宿泊時

・夜の検温をさせていただきます。検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合は、その後の行程は添乗員又は現地係員等の事務局の指示に従っていただきます。

・食事や入浴を時間交代制でご案内する場合があります。

・相部屋をご利用の際は、基本的にマスク着用と効果的な換気を確保しつつ、お客様自身で大声は控えて、適切な対人距離の確保に努めてください。また、タオル等の共用使用もしないようにして下さい。

【目安】

適切な対人距離・・大声なしの場面では人と人が触れ合わない距離

効果的な換気・・機械換気による常時換気または、窓開け換気（可能な範囲で2方向）

<受入側をお願いすること>

※受入側＝農家、JA、食事、宿泊、買い物、体験施設など、全ての立ち寄り場所。

○全体

・出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員様が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員様に対し、無理に従事する事の無いように適切な対応を行ってください。

・受け入れ側は、出入口やトイレなど共用部での密が発生しないように、動線の確保、案内などを検討ください。

・飛沫感染対策として、基本的にマスク着用と効果的な換気を確保しつつ、大声なしの場面では対人距離は人と人が触れ合わない距離まで緩和してください。

・飛沫感染の可能性が高い場所では、ビニールシートやアクリル板等、間仕切りを使用し、防止に努めてください。

・従業員の方には、適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を指導し、お客様の対応・案内をしてください。マスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「マスクの着用について」参照。

・手洗い・うがいを徹底し、出入口等の共用部にはできる限りアルコール消毒液などの設置をしてください。

- ・ 出入口、トイレ、浴場、手すり、テーブル・椅子、調味料等の施設内共用部の適度な消毒をしてください（消毒方法については、例えば厚生労働省HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等参照）。
- ・ お客様の会話が大声にならないよう、BGMなどの音量にもご配慮ください。
- ・ 屋内の施設を使用する場合には、基本的にマスク着用と効果的な換気を確保しつつ、適切な対人距離の確保と効果的な換気を行って下さい。

【目安】

適切な対人距離・・大声なしの場面では人と人が触れ合わない距離
効果的な換気・・機械換気による常時換気または、窓開け換気（可能な範囲で2方向）

※必要に応じ、CO2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1,000ppm 以下(※)を維持することが推奨される。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）

- ・ その他、各ガイドラインに準じた対応をしてください。

○施設内の共用部分

全体の内容に加えて、

- ・ 浴場・洗面所・トイレを含む施設内の共用部分や備品など、複数の人が触れる場所や物の適度な消毒とタオル等の共用使用を避けるよう配慮してください（消毒方法については、例えば厚生労働省HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等参照）。
- ・ 浴場や飲食施設等の限られた空間の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策・接触対策を配慮してください。併せて、効果的な換気にご対応ください。

○飲食

全体の内容に加えて、

- ・ 対面での着席はできる限り避け、個食、横並びの座席を推奨してください。状況によりビニールシートやアクリル板等、間仕切りを使用し、3密対策・接触対策に配慮ください。
- ・ ビュッフェ方式においては、トング等の共有物の使用の際には、手指消毒等の接触感染リスク回避の対応を検討してください。
- ・ 説明事項は、説明書きの紙を用意し、大声でのご発声は控えてください。

○客室

全体の内容に加えて、

- ・ 部屋の収容人数は、適度な余裕をもった収容人数等に努めてください。
- ・ お客様のチェックイン前には、効果的な換気に努めてください。
- ・ シーツ・枕等のリネン類を清潔に保つよう努めてください。
- ・ 客室内の共用部分や備品においては、適切な消毒を行ってください。
- ・ 感染者が出た場合の一時的な隔離に関する施設の対応を準備しておいてください。
- ・ アルコール消毒液は、各部屋又は部屋出入口付近等の適当な配置をお願いします。

<緊急時の判断と対応>

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

■感染者（可能性が高い症状の方）が発生した場合

- ①添乗員（事務局）は、本会（管理職）に一報を入れる。
 - ②速やかに隔離し、上記サイトより当該都道府県の対応を確認する。
 - ③当該都道府県がかかりつけ医のいる地だった場合は、医療機関ではなく「かかりつけ医」に電話する。
 - ④当該都道府県がかかりつけ医のいない地や時間外などの場合は、②の当該都道府県の「受診・相談センター」等相談窓口連絡し指示に従って行動する。
 - ⑤添乗員は、上記作業と並行して、できるだけ早い段階で考えられる場所の消毒作業を行う。
 - ⑥電話が繋がらない場合や「受診は不要」と判断された場合（一旦、「非感染者」と判断）
体調を鑑みて「極力、公共交通機関を利用せず帰宅」又は「医療機関の受診」又は「国が承認した抗原簡易キット等を活用して検査」の対応を相談させていただきます。原則、旅行は離団の相談をさせていただきます。
 - ⑦「受診が必要」と判断された場合（「感染者の可能性あり」と判断）
上記サイトより、最寄りの各都道府県の相談窓口の指示に従って「医療機関の受診」や「検査」をお願いさせていただきます。原則、旅行は離団の相談をさせていただきます。
 - ⑧添乗員（事務局）は、上記作業と並行してご家族と連絡をとります。旅行の催行判断も検討し、他の旅行者にも状況報告をします。
 - ⑨参加者は、受診・検査結果等は、速やかに添乗員（事務局）に連絡願います。
- 「陰性」と判定された場合・・・体調を鑑みて「極力、公共交通機関を利用せず帰宅」又は「都道府県が用意する宿泊施設等へ入所」の対応を相談させていただきます。
 - 「陽性」と判定された場合・・・相談窓口・保健所の指示に従い「入院等」の手続きと、「濃厚接触者」に該当すると考えられる方においても、検温など健康状態の確認といった濃厚接触者に準じた行動を案内させていただきます。

【参考：「濃厚接触者」の要素】必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばした範囲に届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合。

【参考：感染の疑いがある症状の目安（例）】

- ・「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合
- ・「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合（症状が4日以上続く場合）
- ・「新型コロナウイルスに関するQ&A一般の方向け」3. 新型コロナウイルス感染症の予防法 問3より抜粋（2022.10.5）厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html#Q1-8

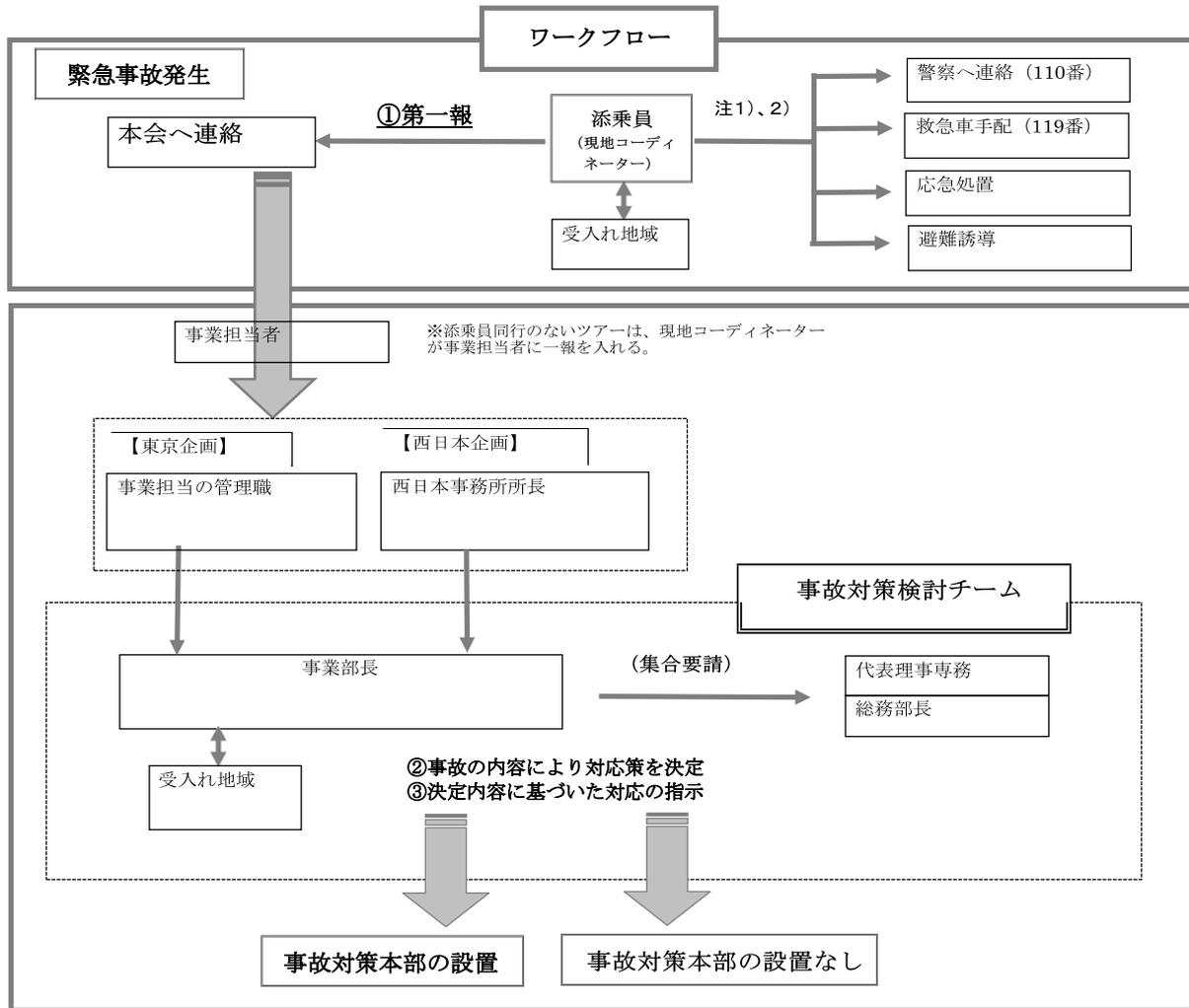
■旅程の安全な遂行が困難になった場合

- ・旅行を直ちに中止し、弊会の「国内事故対策要領」に則した対応をさせていただきます。

<緊急時 連絡体制>

注1). 事故発生・急病人発生の場合は、**救急車手配を優先**し、警察への連絡が必要と判断されるケースについては連絡し対応する。また、入院を要するような重症ケースについては、即刻本会に連絡し対応の指示に従って行動する。

注2). 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、まず始めに各自治体の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口にお問い合わせる。



本ガイドラインの作成に当たっては、以下の「専門家」に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 名誉教授、川崎医療福祉大学 特任教授